

答
申

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、①令和3年12月16日付け障害第1326号-2（1）で行った個人情報一部開示決定（整理番号第29号）、②同日付け障害第1326号-2（2）で行った個人情報一部開示決定（整理番号第30号）、③同日付け障害第1326号-2（3）で行った個人情報一部開示決定（整理番号第31号）、④同日付け障害第1326号-2（4）で行った個人情報一部開示決定（整理番号第32号）、⑤同日付け障害第1326号-2（5）で行った個人情報一部開示決定（整理番号第33号）はいずれも妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）に基づいて令和3年12月2日付けで行った5件（整理番号第29号から第33号まで）の個人情報開示請求に対し、実施機関が令和3年12月16日付けで行った上記5件の個人情報一部開示決定（以下「本件決定」という。）について、これを取り消し、文書の開示を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、口頭による意見陳述で主張した本件決定に対する不服や反論の要旨は、開示された文書が、審査請求人の兄弟3名に対する部分開示ではなく、審査請求人の兄弟及び関係者がわかりやすい様な文書の再開示を求めるものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、以下のとおりである。

本件で開示対象となっている文書はいずれも審査請求人の障害福祉に関する相談記録（以下、「本件記録」という。）であり、審査請求人、同人の親族、障害福祉サ

ービス事業所職員などの関係者から聴取した相談内容等を記録したものである。

本件記録には、審査請求人以外に関する情報も含まれているが、条例第12条に規定する自己に関する個人情報の開示を請求する権利は、個人情報の主体である本人に対して認められるものであり、プライバシー保護の観点から、たとえ本人の親族からの開示請求であっても当該本人以外への情報の提供は認められないものである。このことを前提として、条例の規定に照らして、以下の3点により、本件記録の一部を非開示とした。

(1) 障害福祉に関する相談記録を、本人を含む第三者に開示することとなれば、当該職員が相談された内容をそのまま記載することをためらうことや、踏み込んだ応答が困難となる。そのため、当該部分につき条例第14条第2号により非開示とした。

(2) 本件は審査請求人の障害福祉に関する相談記録であるが、審査請求人以外の者の個人に関する情報については、プライバシー保護の観点から、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。そのため、当該部分につき条例第14条第3号により非開示とした。

(3) 障害福祉に関する相談記録には、障害者支援に携わる事業所の職員等の言動についても記載されており、このような言動が開示されると審査請求人にとって快く思われないものもあり、事業者の職員に対する攻撃や加害に繋がりかねない。そのため、当該部分につき条例第14条第4号により非開示とした。

以上の理由により、一部開示決定は適法なものであるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示等の権利を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的としている。

したがって、当審査会における具体的な事案の審理に際しては、条例における個人情報保護の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次の

とおり判断する。

(2) 本件記録について

本件記録は、①審査請求との面談の報告、②審査請求人の虐待の報告、③審査請求人のケース会議の報告、④審査請求人の親族との協議の報告、⑤審査請求人に関する対応の記録、⑥審査請求人の障害福祉サービス担当者会議の報告、⑦審査請求人の親族の誓約書、⑧審査請求人に関する関係機関との打ち合わせの報告、等により構成される行政文書である。実施機関は、非開示とした部分はそれぞれ条例第14条第2号、同条第3号、同条第4号に該当して非開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

ア 条例第14条第2号、同条第3号、同条第4号の解釈について

条例第14条第2号は、個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報で、請求者に開示をすることにより、当該又は同種の事務事業を行うことが著しく困難になると認められるため、本人に知らせないことが正当と認められるものについては、開示しないことができることとしたものである。その趣旨は、個人の評価等に関する情報の中には、記録の作成者が本人に知られることを予期していないものや、本人に知られないことを前提に作成しているものがあり、これらについて開示をすると、本人に悪影響を及ぼす、記録の作成者と本人との信頼関係を損なう、記録の作成者が正確な情報を記録できなくなるなどの結果をもたらす場合があることを考慮したものである。

条例第14条第3号は、開示請求者以外の者（以下、「第三者」という。）の個人に関する情報であって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれのあるときは、当該第三者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

条例第14条第4号は、開示することにより法人の正当な利益を害する場合があるため、非開示とすることを定めたものであり、事業を営む個人の当該事業に関する情報も法人等の情報と同様の取扱いを定めたものである。

イ 本件処分の当否について

当審査会にて、条例第14条第2号、同条第3号、同条第4号に該当するとして非開示にした部分（以下、「本件非開示部分」という。）について見分したことろ、その記載内容は、審査請求人が親族より暴力を振るわれる等の事件（以下、「本件事件」という。）があり、本件事件への対応に関して記録されたもの

であった。審査請求人の置かれている現状を考慮すると、本件非開示部分を審査請求人に開示すれば、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の適正な支援サービスの提供が困難になる等、障害福祉業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることが伺われる。また、本件非開示部分には、関係者の個人名や関係機関の名称等も記載されており、本件事件に鑑みると、関係者の個人情報や関係機関の情報を開示することで様々な悪影響が予想されるため、非開示とすることは妥当である。

なお、審査請求人は、本人の開示請求と同時に同人のきょうだいも本件記録を開示請求したのであるから、行政文書の開示に際し、相互に第三者の情報として非開示情報とするのではなく、きょうだいの情報については、自身の情報として開示をすべきであると主張をするが、条例は、個人の情報をコントロールする権利を保障しているのであり、例えきょうだいであっても、個人を前提としていることから、煩瑣ではあるが、一人ひとりの開示請求に対し、条例に従って開示決定をせざるをえないため、審査請求人の主張を認めることはできない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年4月19日	・ 諒問書受理
令和5年7月14日	・ 審議（令和5年度第2回審査会合議体）
令和5年8月23日	・ 審議（令和5年度第3回審査会合議体）
令和5年8月30日	・ 審議（令和5年度第4回審査会合議体）
令和5年9月27日	・ 審議（令和5年度第5回審査会合議体）
令和5年10月31日	・ 審査請求人による口頭意見陳述及び審議 (令和5年度第6回審査会合議体)
令和5年12月8日	・ 審議（令和5年度第7回審査会合議体）
令和6年9月17日	・ 審議（令和6年度第4回審査会合議体）

経緯（参考）

令和3年12月2日 個人情報開示請求

令和3年12月16日 個人情報一部開示決定

令和4年2月10日 審査請求

令和4年3月4日 弁明書